

からしん

# 退職金専用定期預金

## アクティブライフ

### 金利最大3.2倍！ (年率換算)

特別金利

預入期間 3ヶ月

預入期間 6ヶ月

店頭表示金利に プラス！！

+ 0.5%

+ 0.3%

※上記金利は初回満期日までとなります。

2025年3月10日現在

初回満期日以降は満期日(自動継続日)の店頭表示金利を適用します。



あなたの街の……  
**烏山信用金庫**  
<https://www.karashin-bank.co.jp>



からしん

検索

# 退職金専用定期預金

2025年3月10日現在

|  |   |
|--|---|
| 商品名<br>(愛称)                            | ・退職金専用定期 (アクティブライフ)   |
| 販売対象                                   | ・個人のみ<br>(退職金受取後、1年以内に初めてお預けになる方)<br>*お一人様1回限り  |
| 期間                                     | ・定型方式・・3ヶ月・6ヶ月<br>・自動継続 (元利金継続・元金継続) 取扱いとします。   |
| 預入<br>(1) 預入方法<br>(2) 預入金額<br>(3) 預入単位 | ・一括預入<br>・1,000千円以上 (退職金受取金額以内、複数口数可ただし同一店舗に限る)<br>・1円単位  |
| 利息<br>(1) 適用金利<br>(2) 利払方法<br>(3) 計算方法 | ・固定金利<br>・1,000千円以上 10,000千円未満は自由金利型定期預金 (M型) および、10,000千円以上は大口定期預金の預入日現在の3ヶ月ものの店頭表示金利に年0.5%・6ヶ月ものの店頭表示金利に年0.3%を上乗せした利率を約定利率として満期日まで適用します。<br>・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。<br>・満期日以後に一括してお支払いします。<br>・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算です。   |
| 税金                                     | ・個人の利息には20% (国税15%、地方税5%) の税金がかかります。<br>(ただし、マル優を利用する場合は除きます)<br>※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります。  |
| 付加できる<br>特約事項                          | ・マル優の取扱いができます。  |
| 中途解約時の<br>取扱い                          | 満期日前に解約する場合は、自動継続自由金利型定期預金 (M型) および自動継続型大口定期預金規定に基づき利息を支払います。   |
| 金利情報の<br>入手方法                          | 金利は店頭備え付けの金利表示または窓口へご照会ください。  |
| 苦情処理措置・<br>紛争解決措置                      | 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部 (9時~17時、電話: 028-688-0041) にお申し出ください。<br>紛争解決措置 東京弁護士会 (電話: 03-3581-0031)、第一東京弁護士会 (電話: 03-3595-8588)、第二東京弁護士会 (電話: 03-3581-2249) の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記業務部または全国しんきん相談所 (9時~17時、電話: 03-3517-5825) にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会 (東京三弁護士会) に直接お申し出いただくことも可能です。<br>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法 (現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法 (移管調停) もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。 |
| その他参考と<br>なる事項                         | ・「通帳式定期」・「総合口座」での取扱は出来ません。<br>・自動継続定期預金のため、満期案内のハガキは郵送されません。<br>*預金保険制度の付保対象預金です。預金者一人当たり一金融機関元本1,000万円までとその利息が保護されます。  |